

# 確定申告

ネットなら便利!



国税庁ホームページで申告書が作成できます。

確定申告

作成した申告書は…

**e-Taxで送信**

※最高3,000円の税額控除  
※送付書類の提出省略  
※通付がスピーディー

**印刷して送付**

| 申告と納税   |  | 振替納税をご利用の方 |  |
|---|--|------------|--|
| <p>所得税・贈与税<br/><b>3月15日(金)まで</b></p> <p>消費税及び地方消費税(個人事業者)<br/><b>4月1日(月)まで</b></p> <p><small>所得税の確定申告の税務署での相談・申告書の受付は、2月18日(月)からです。</small></p> | <p>(振替日)<br/>申告所得税 <b>4月22日(月)</b><br/>消費税及び地方消費税(個人事業者) <b>4月24日(水)</b></p> |            |  |

税務署

大田原市中心市街地活性化協議会では、中央通りの拡幅事業にあわせ個性的で魅力的な街並みを形成するために、「上町荒町通り街並みづくり協定書」ならびに「ガイドライン」を作成しました。

市民の皆さんに、より景観に対する意識を高めていただき、景観形成に参画していただけるよう、平成22年1月1日から平成24年12月31日までに協定書に沿って建てられた建築

第1回  
みんなで選ぶ中央通り  
街並み景観コンクール

■問い合わせ A 1階  
国保年金課国保医療係  
TEL (23) 8857

■問い合わせ  
大田原商工会議所  
TEL (22) 2273  
<http://e-otawara.jp/>

■投票方法  
《まちかど投票》  
次の投票所で投票  
・大田原商工会議所(土・日・祝日を除く午前9時～午後5時)  
・あらまち蔵屋敷(火曜日を除く午前10時30分～午後6時)  
《インターネット投票》  
大田原市中心市街地活性化協議会のホームページにアクセスし投票

■投票のルール  
中央通りが目指す街並みの将来像は、大田原の「和」のイメージを新たな表現で再生する「おおたわら・和 style」です。次の選考基準を参考に、大田原市景観にふさわしいと思われるものに投票してください。

【選考基準】

- ① 和の雰囲気がある
- ② 街並みに調和した建物である
- ③ 街にふさわしい建物として、今後中央通りをリードしていく建物である
- ④ 人や環境にやさしい建物である

高額療養費に該当するかご確認ください!

国民健康保険に加入している方は1カ月に支払った医療費が下表の自己負担限度額を超えると、その超えた分が高額療養費として支給される可能性があります。

高額療養費の支払いを受けるためには市役所窓口で医療機関の領収書を確認させていただきます。高額療養費に該当する方には2月下旬に申請案内のハガキを送付しますので、確定申告で医療費控除を受ける予定の方は、高額療養費の請求手続きが済んでから申告をしてください。

●70歳未満の方

| 区 分                    | 自己負担限度額(円)                                 |
|------------------------|--|
| 上位所得者<br>(年間所得600万円以上) | 150,000 + (医療費 - 500,000) × 1%<br>【83,400】 |
| 一 般                    | 80,100 + (医療費 - 267,000) × 1%<br>【44,400】  |
| 低所得者<br>(住民税非課税)       | 35,400<br>【24,600】                         |

●70歳以上、75歳未満の方

| 区 分              | 自己負担限度額(円)         |   |
|------------------|--------------------|---|
|                  | 外来<br>(個人ごと)       |   |
| 現役並み所得者          | 44,400             | 80,100 + (医療費 - 267,000) × 1%<br>【44,400】 |
| 一 般              | 12,000             | 44,400                                    |
| (住民税非課税)<br>低所得者 | II                 | 24,600                                    |
|                  | I (年金収入<br>80万円以下) | 15,000                                    |

※【】内の金額は、過去12カ月に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の金額

物の中から、市民投票により市民景観を選定し、表彰いたします。

●投票期間  
2月1日(金)～28日(木)

●投票資格  
市内在住者および通勤・通学者